

## 手術実績

令和7年 厚生労働省告示に定める特掲診療料の施設基準に適合した手術は下記のとおりです（令和7年1月1日～令和7年12月31日実施件数）

(1) 院内掲示をする手術件数(医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術)

### ・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	9
イ	黄斑下手術等	65
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	2
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

### ・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	11
イ	水頭症手術等	8
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6
エ	尿道形成手術等	11
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	16
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

### ・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	3
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

### ・区分4に分類される手術の件数

287

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術  
（医科点数表第2章第10部手術の通則4を除く）

### ・その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	184
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	0
	特殊カテーテルによるもの	(0)
	急性心筋梗塞に対するもの	(0)
	不安定狭心症に対するもの	(0)
	その他のもの	(0)
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	(0)
	不安定狭心症に対するもの	(0)
	その他のもの	(0)

(2) 施設基準上、手術件数を満たす事が条件となる手術等

- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む） 23例
- 粘膜下層剥離術に係る手術 80例
- 膀胱悪性腫瘍腫手術（経尿道的含む）、（内視鏡支援機器用いた場合含む） 208例
- 膀胱悪性腫瘍腫手術（経尿道的除く）、（内視鏡支援機器用いた場合除く） 0例

- 膵臓手術（内視鏡によるものを除く） 11例
- 前立腺悪性腫瘍手術に係る手術 72例
- 腎悪性腫瘍手術に係る手術 19例
- 大腿骨近位部骨折後48時間以内の実施件数 67例
- 大腿骨近位部骨折に対する骨折観血的手術 116例
- 大腿骨近位部骨折に対する人工骨頭挿入術 42例